

# 青森県報

第三千三百八十六号

平成二十三年  
五月十三日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………( 同 ) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) …… 一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………( 障 害 福 祉 課 ) …… 二
- 障害者自立支援法による相談支援事業者の指定……………( 同 ) …… 二
- 臨時の職業訓練の施行……………( 労 政 ・ 能 力 開 発 課 ) …… 三

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(西 北 地 域 民 局) …… 三
- 右……………( 同 ) …… 三
- 右……………( 同 ) …… 三
- 右……………( 同 ) …… 三
- 右……………( 同 ) …… 三
- 右……………( 同 ) …… 三
- 右……………( 同 ) …… 三
- 公安委員会……………( 保 安 課 ) …… 五
- 銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定……………( 保 安 課 ) …… 五
- 正 誤……………( 整 備 企 画 課 ) …… 六

## 告 示

青森県告示第四百三十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事 業を行 う所	指 定 年 月 日
ライフタツ ク株式会社	弘前市大字高田 三丁目一の一〇	通所介護	ピーンズリ ハピリセン ターひろさ き	平成 三・五 一
			弘前市大字高田 三丁目一の一〇	

青森県告示第四百三十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十三年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業を行う事業所 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社友情	黒石市大字中川 字富田一〇の二	居宅介護支援「友 情」	黒石市大字東野 添字長坂道北一 五二の一の二イ ツク三号室	平成 三・五 一

青森県告示第四百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス業者	名称又は主たる事務所の所在地又は住所	介護予防の種類	介護予防サービス事業を所	指定年月日
ライフタック株式会社	弘前市大字高田三丁目一の一〇	介護予防	高齢者	平成二三年・五一
氏名又は主たる事務所の所在地又は住所	名称	介護予防の種類	介護予防サービス事業を所	指定年月日
ハピリンゼンキターひろさ	弘前市大字高田三丁目一の一〇	介護予防	高齢者	平成二三年・五一

青森県告示第四百三十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス業者	名称	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
裕有限会社大	青森市大字四ツ石字下川原二五	就労継続A型	就労継続支援事業	平成二三年・五一
裕有限会社大	青森市大字四ツ石字下川原二五	就労継続B型	就労継続支援事業	平成二三年・五一
裕有限会社大	青森市大字四ツ石字下川原二五	就労継続C型	就労継続支援事業	平成二三年・五一

特定非営利活動法人花さき村	八戸市小中野五丁目一の二四	生活介護	デイセンタ 花さき村	八戸市小中野五丁目一の二四	"
---------------	---------------	------	---------------	---------------	---

医療法人社団豊仁会	八戸市石堂一丁目一四の一四	居宅介護	城北ヘルパ ーステーシ ン	八戸市石堂一丁目一四の一四	"
-----------	---------------	------	---------------------	---------------	---

医療法人社団豊仁会	八戸市石堂一丁目一四の一四	重度訪問介護	城北ヘルパ ーステーシ ン	八戸市石堂一丁目一四の一四	"
-----------	---------------	--------	---------------------	---------------	---

特定非営利活動法人シャロム	上北郡七戸町字館野二九の六	就労継続支援B型	シャロム	上北郡七戸町字館野二九の六	"
---------------	---------------	----------	------	---------------	---

特定非営利活動法人あーる	五所川原市金木五丁目八五の四	生活介護	共生型ミニ ニデイギヤ ラリーカフ エいぶり	五所川原市金木五丁目八五の四	"
--------------	----------------	------	---------------------------------	----------------	---

株式会社ルウ・ラボール	弘前市大字和徳一丁目二四の一	居宅介護	ホームサポ ール	弘前市大字和徳一丁目二四の一	"
-------------	----------------	------	-------------	----------------	---

株式会社ルウ・ラボール	弘前市大字和徳一丁目二四の一	重度訪問介護	ホームサポ ール	弘前市大字和徳一丁目二四の一	"
-------------	----------------	--------	-------------	----------------	---

青森県告示第四百三十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	名称	相談支援事業を行う事業所	指定年月日
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	指定相談支援事業所	平成二三年・五一

青森県告示第四百三十八号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、平成二十三年度に開始する臨時の職業訓練を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類・訓練課程	対象者	訓練科	訓練期間	定数	授業料
青森県立青森高等技術専門学校	普通職業訓練・短期課程	公共職業安定所長の受託を受けた者	OAビジネス科	三月	二〇人	
青森県立弘前高等技術専門学校		講義又は推薦を受けた者	コンタクトオペレーター養成科	三月	二〇人	
青森県立八戸工科学院			建設機械オペレーター科	二八時間	一〇人 ×四回	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 菅原鉄工所
- 二 氏名 菅原 京子
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字福野田字実田九六の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第四〇〇一七九号
- 五 取消年月日 平成二十三年三月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十二年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社赤坂工務店
- 二 代表者の氏名 赤坂 海雄
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西四番町一四の二八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第八三六一号
- 五 取消年月日 平成二十三年四月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十三年三月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十三年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社赤坂工務店

二 代表者の氏名 赤坂 海雄

三 主たる営業所の所在地 十和田市西四番町一四の二八

四 許可番号 青森県知事許可(般 二〇)第八三六一号

五 取消年月日 平成二十三年四月五日

六 取消しに係る建設業の許可

鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年三月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社野忠建設

二 代表者の氏名 甲斐 稔信

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字大月平六七の二三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一六一号

五 取消年月日 平成二十三年四月五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築 大工、左官、屋根、管、タイル・れんが・ブロック、鉄筋 板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、造園及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 みちのく興業

二 氏名 沼山 笑美子

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字外姥沢前平七九の一八八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第五〇〇二二五号

五 取消年月日 平成二十三年四月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木及びほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年三月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社大進建設

二 代表者の氏名 江刺家 進

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字塔ノ沢山三三八の二

- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一七一三三三号
- 五 取消年月日 平成二十三年四月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十二年十二月十四日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 川口建設株式会社
- 二 代表者の氏名 川口 元
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町下明堂九七
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 二二)第五〇〇四四五号
- 五 取消年月日 平成二十三年四月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管及び造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十三年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十六号

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則(平成二十一年五月青森県公安委員会規則第九号)第一条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第二条の規定により告示する。

平成二十三年五月十三日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 指定した医師の氏名、その者が勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

医師の氏名	増谷 美砂	病院等の名称	青森県立つくしが丘病院	病院等の所在地	青森市大字三内字沢部三五三の九二	診 断 の 対 象 者	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第五条第一項第三号の政令で定める病氣(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)第八条第三号に規定する病氣を除く。)にかかっている者並びに法第五条第一項第四号及び第五号に掲げる者
-------	-------	--------	-------------	---------	------------------	-------------	---

二 指定年月日

平成二十三年四月十八日

正

誤

整 備 企 画 課

平成三十三年 号外第三号	発行年月日 発行番号
公営企業 管理規程	区 分
第一号	番 号
一	ペー ジ
下	段
一	行
第二十二 条第三号	誤
第二十二 条第三号及 び別表第三 第一号	正

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七 七号 東奥印刷株式会社
每週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一 銭